

宿屋入道許御状

文永五年八月二一日 四七歳

其の^{のち}後書絶へて申さず、不審極り無く候。抑^{そもそも}去ぬる^{しょうか}正嘉元年^{丁巳}八月二十三日^{いぬいの}戌亥刻の大地震、日蓮諸経を引いて之を^{かんが}勘へたるに、念仏宗と禅宗等とを御帰依有るがの故に、日本守護の諸大善神、^{しんに}瞋恚を作して起こす所の災ひなり。若し此を対治無くんば、他国の為に此の国を破らるべきの由、勘文一通之を撰し、正元二年^{庚申}七月十六日、^{ごへん}御邊に付け奉りて故最明寺入道殿へ之を進覧す。其の後九箇年を経て今年大蒙古国の^{ちようじよう}牒状之有る由^{ふうぶん}風聞す等云云。経文の如く^{しんに}んば彼の国より此の国を責めん事必定なり。而るに日本国中、日蓮一人彼の^{せいじゅう}西戎^{じようぶく}を調伏すべきの人に当たり、兼ねて之を知り論文に之を勘ふ。

君の為、国の為、神の為、^{ないそう}仏の為内奏を経らるべきか。委細の旨は^{げんざん}見参を遂げて申すべく候。恐々謹言。

文永五年八月二十一日
宿屋左衛門入道殿

日 蓮 花 押